

**国民健康保険制度改革を踏まえた  
平成30年度国民健康保険税率等  
について（答申）**

**平成30年1月31日**

**武蔵村山市国民健康保険運営協議会**





# 目次

はじめに	1
国保事業費納付金の算定結果等の分析	2
1 平成30年度国保事業費納付金の算定結果	2
2 標準保険税率の算定結果	2
3 一人当たり保険税額の比較	2
(1) 本市の状況	2
(2) 東京都平均	2
4 国民健康保険被保険者の状況	3
5 平成29年度国民健康保険税率等の状況	3
6 応能・応益割合の設定方法	4
7 平成28年度決算における法定外繰入金の状況	4
平成30年度国民健康保険税率等について	5
1 平成30年度国民健康保険税率等における考え方	5
2 平成30年度国民健康保険税率等	5
(1) 基礎（医療）分	5
(2) 後期支援金分	5
(3) 介護納付金分	5
(4) 平成30年度税制改正大綱に伴う対応	6
おわりに	7





## はじめに

---

本協議会は、市長から諮問があった「国民健康保険制度改革を踏まえた平成30年度国民健康保険税率等について」（平成29年11月17日付武発第1436号）を、計4回にわたって調査・検討を行った。

十分に審議を行った結果、平成30年度に改定すべき国民健康保険税率等について、一定の結論を得たので、ここに答申するものである。

# 国保事業費納付金の算定結果等の分析

本協議会では、平成30年度の国民健康保険制度改革に伴い、新たに東京都に納付することとなる国民健康保険事業費納付金（以下「国保事業費納付金」という。）及び国保事業費納付金を支払うために必要な標準保険税率の算定結果並びに本市の国民健康保険事業の状況等を分析し、平成30年度の税率等について検討した。

## 1 平成30年度国保事業費納付金の算定結果

課税項目	国保事業費納付金 (激変緩和措置前)	激変緩和措置額	都財政支援	国保事業費納付金 (激変緩和措置後)
基礎（医療）分	1,787,289,285円	79,154,271円	4,021,493円	1,704,113,521円
後期支援金分	506,042,620円	0円	2,489,848円	503,552,772円
介護納付金分	174,924,566円	0円	745,407円	174,179,159円
合計	2,468,256,471円	79,154,271円	7,256,748円	2,381,845,452円

## 2 標準保険税率の算定結果

課税項目	標準保険税率		本市税率（平成29年度）			
	所得割	均等割	所得割	資産割	均等割	平等割
基礎（医療）分	7.52%	42,746円	5.20%	5.00%	24,000円	2,600円
後期支援金分	2.23%	12,614円	1.68%		11,200円	
介護納付金分	1.77%	13,182円	1.60%		14,600円	

## 3 一人当たり保険税額の比較

### (1) 本市の状況

平成30年度算定結果 法定外繰入前（A）	平成28年度 法定外繰入前（B）	伸び率① (A) / (B)	平成28年度 法定外繰入後（C）	伸び率② (A) / (C)
※133,176円	125,410円	6.19%	92,896円	43.36%

※東京都62区市町村中、高い順から47位となっている。

### (2) 東京都平均

平成30年度算定結果 法定外繰入前（A）	平成28年度 法定外繰入前（B）	伸び率① (A) / (B)	平成28年度 法定外繰入後（C）	伸び率② (A) / (C)
148,916円	144,440円	3.10%	118,172円	26.02%

上記の結果から、本市においては、特に基礎（医療）分について、東京都が算定した標準保険税率と大幅に乖離しており、納付金を賄うために必要な保険税を賦課できていない状況にあると言える。

#### 4 国民健康保険被保険者の状況

本市における国民健康保険被保険者の状況は以下のとおりである。

項 目	平成27年度	東京都平均	順位 <sup>※1</sup>
前期高齢者の加入割合	34.6%	31.9%	26位
一人当たり所得金額	709,000円	1,027,000円	55位
一人当たり医療費	322,161円	310,163円	23位
一人当たり保険税 <sup>※2</sup>	65,489円	90,582円	55位

※1 順位は、東京都62区市町村で数値が高い順に並べたもの。

※2 一人当たり保険税は、国民健康保険事業年報に基づく統計であり、介護納付金分を除いたもの。

前期高齢者の加入割合が高く、一人当たり医療費が高くなっている反面、一人当たり所得金額及び一人当たり保険税は低い状況となっており、いわゆる構造的な問題を抱えている状況にある。

#### 5 平成29年度国民健康保険税率等の状況

課税項目	種別	東京都平均 <sup>※</sup>	本市	備考
基礎（医療）分	所得割	6.11%	5.20%	法定限度額 54万円 本市限度額 54万円 限度額到達 49区市町村
	資産割	7.83% (3市)	5.00%	
	均等割	30,740円	24,000円	
	平等割	7,556円 (9市)	2,600円	
後期支援金分	所得割	1.79%	1.68%	法定限度額 19万円 本市限度額 19万円 限度額到達 48区市町村
	資産割	—	—	
	均等割	10,138円	11,200円	
	平等割	1,950円 (2市)	—	
介護納付金分	所得割	1.50%	1.60%	法定限度額 16万円 本市限度額 16万円 限度額到達 51区市町村
	資産割	—	—	
	均等割	13,744円	14,600円	
	平等割	2,250円 (2市)	—	

※ 東京都平均は、島しょ部（9町村）を除く53区市町村の平均である。

本市の税率等の状況は、平成27年度に本協議会が答申した内容を基に平成28年度及び平成29年度に改定し、基礎（医療）分を除いては、東京都平均と大きな差が生じているとは言えない水準になっている。なお、賦課方式については、平成29年度に1市が2方式へと改定し、本市を含む3市が資産割及び平等割の引下げの改定を行う等、引き続き所得割及び均等割の2方式課税に向けた動きが進展している。

## 6 応能・応益割合の設定方法

従前地方税法に規定されていた応能・応益割合 50 : 50 の考え方は、平成 30 年度から廃止となる。

東京都においては、都全体で必要な納付金総額を、全国平均と比較した場合の都の所得係数に応じて配分し、都全体の応能・応益割合を算定している。

また、東京都国民健康保険運営方針においても各区市町村における標準保険税率を算定する際に、都の所得係数を反映した上で、各区市町村の所得水準に応じて標準的な応能・応益割合を算定することとしている。

### 【参考 1】本市の平成 29 年度当初賦課時点における応能・応益割合

課税項目	応能割		応益割		割合
	所得割	資産割	均等割	平等割	
基礎（医療）分	58.6	2.6	36.5	2.2	61 : 39
後期支援金分	52.6	—	47.4	—	53 : 47
介護納付金分	54.0	—	46.0	—	54 : 46

### 【参考 2】本市の所得水準に基づく標準的な応能・応益割合

課税項目	応能割	応益割	割合
	所得割	均等割	
基礎（医療）分	52.3	47.7	52 : 48
後期支援金分	52.5	47.5	53 : 47
介護納付金分	55.3	44.7	55 : 45

## 7 平成 28 年度決算における法定外繰入金の状況

	法定外繰入金	被保険者一人当たり額	順位
本市	792,035,000 円	37,461 円	10 位
26 市平均	—	33,425 円	—

法定外繰入金については、多摩地区 26 市での比較では、依然として高い順位にあり、被保険者一人当たり額についても平均を超える状況となっている。

# 平成30年度国民健康保険税率等について

## 1 平成30年度国民健康保険税率等における考え方

国保事業費納付金の算定結果等について分析を行ったところ、平成30年度の国民健康保険制度改革の影響等により、本市においては、主に所得水準が低いことにより、国保事業費納付金については比較的抑えられた算定結果になっている。

しかし、市全体としての財政状況は非常に厳しい状況にあり、依然として高い法定外繰入金に依存している現在の国民健康保険財政の状況は、市民負担の公平の観点、一般会計における他の施策への影響等から、改善していく必要がある。

また、東京都国民健康保険運営方針に定められているとおり、法定外繰入金がある区市町村は「区市町村国保財政健全化計画」を策定することとされていることも鑑み、計画的に法定外繰入金を削減・解消する必要がある。

なお、税率等の改定の際には、低所得者層への影響に十分配慮したものとする必要がある。

## 2 平成30年度国民健康保険税率等

上記の考え方に基づき、税率改定案について数パターンを試算を行い、個別のモデルケースの税額の影響、法定外繰入金の見込み等について検討を行った結果、改定税率等については、以下のとおりとすることが適当である。

### (1) 基礎（医療）分

項目	現状	改定案	比較
所得割	5.20%	5.40%	0.20%
資産割	5.00%	廃止	△5.00%
均等割	24,000円	28,700円	4,700円
平等割	2,600円	廃止	△2,600円
限度額	540,000円	540,000円	増減なし
応能・応益割合	62:38	59:41	△3:3

基礎（医療）分については、法定外繰入金を減少するため、2.71%程度の調定額の増改定を行うものとし、本市の所得水準に基づく応能・応益割合を基本とすべきと考えるが、低所得者層への影響に配慮し、引き続き応能割に比重を置いたものとする。

なお、資産割及び平等割については、これまでの本協議会での検討経過も踏まえ、平成30年度からは廃止し、2方式課税とする。

### (2) 後期支援金分

後期支援金分については、所得水準に基づく応能・応益割合に近い数値となっており、国保事業費納付金の算定結果から、平成30年度は据え置くこととする。

### (3) 介護納付金分

介護納付金分については、所得水準に基づく応能・応益割合に近い数値となっており、国保事業費納付金の算定結果から、平成30年度は据え置くこととする。

(4) 平成30年度税制改正大綱に伴う対応

現在、平成30年度税制改正大綱において、低所得者に対する国民健康保険税の軽減の拡充及び基礎（医療）分の法定限度額の増額改正がされる旨示されている。

本市においては、低所得者に対する国民健康保険税の軽減の拡充については、被保険者の負担の軽減に直結するものであり、これまでも、税制改正大綱を受けた関連法令の改正がされ次第直ちに条例改正を行っているため、今回も同様の対応とされたい。

また、法定限度額については、現時点では、関連法令の改正が行われていないため、現行の法定限度額での答申内容とするが、法定限度額の増額改正がされた際には、直ちに同様の改正を行い、法定限度額の引上げによる課税増額分については、基礎（医療）分の所得割の率を以下のとおり引下げ、中間所得者層の負担軽減を図ることが適当である。

項目	現状	答申改定案①	法定限度額改正後②	①及び②の比較
基礎（医療）分	5.20%	5.40%	5.35%	△0.05%

なお、今後、国においては被用者保険とのバランスを考慮し、段階的に法定限度額を上げていく方針が示されており、本市においても、法定限度額どおりの改正を直ちに行うことにより、所得に応じた負担の公平性を確保することが望ましい。

## おわりに

本市の国民健康保険財政については、一般会計からの多額の法定外繰入金に依存し、収支の均衡を保ってきた経緯があるが、市全体としての財政状況は非常に厳しく、今までどおりの法定外繰入金を期待することは困難な状況であることから、国民健康保険財政の健全化を図る必要があると考え、平成27年度に財政健全化策について答申したところである。

市としては、本協議会からの答申に基づき、毎年度計画的に税率等改定を行うこととし、平成28年度及び平成29年度に税率等改定を行い、国保財政の健全化を図ってきた。

今回は、平成30年度からの国民健康保険制度改革後の市の負担等を分析し、また、東京都国民健康保険運営方針に基づき今後策定する「区市町村国保財政健全化計画」も見据え、引き続き、国保財政の健全化を進める必要があると考え、答申を行うものである。

なお、今後は、医療費水準が国保事業費納付金に影響を与え、ひいては税率等に影響を与えるものであることから、今年度に策定する「武蔵村山市国民健康保険第三期特定健康診査等実施計画・第二期データヘルス計画」に基づき、特定健康診査の受診率の向上に資する取組等を実施し、生活習慣病の予防を図るとともに、効果的・効率的な保健事業を実施し、被保険者の健康増進を図り、医療費の適正化につなげていただきたい。